（別紙様式第３号）

学術指導に関する契約書（案）

受託者国立大学法人東京農工大学（以下「甲」という。）と委託者＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（以下「乙」という。）とは、甲の乙に対する学術上の指導に関し、以下のとおり契約を締結する。

（定義）

第１条　本契約において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

一　「学術指導」とは、甲に属する者が、乙における事業活動の支援を目的として、その研究上の専門知識に基づいて実施する技術上の指導をいう。

二　「学術指導者」とは、甲に属し、学術指導に従事する者であって、別紙様式第１号（以下「別紙」という。）の「１」に記載するものをいう。

（学術指導）

第２条　乙は、学術指導を甲に委託し、甲は、これを受託する。

２　甲は、学術指導者をして、別紙の「２」記載の指導題目について、別紙の「３」記載の内容のとおりの学術指導に従事させる。

（学術指導の実施期間等）

第３条　甲が学術指導を実施する期間並びに学術指導の回数及び学術指導１回当りの時間は、別紙の「４」記載のとおりとする。

２　甲が学術指導を実施する場所は、別紙の「５」記載のとおりとする。

（学術指導料等）

第４条　乙は、学術指導の対価として、別紙の「６」記載の学術指導料（以下「学術指導料」という。）を甲に支払う。

２　学術指導者が乙の事業所その他乙の指定する場所において学術指導に従事する場合、乙は、学術指導に伴う交通費及び宿泊費を負担し、当該金額について、原則として学術指導料に計上するものとする。但し、乙の会計上の都合による場合はこの限りではない。

（学術指導料等の支払い）

第５条　乙は、甲の発行する請求書により、当該請求書の発行日から30日以内に、学術指導料を甲に支払わなければならない。

２　乙は、学術指導料の支払いを遅延したときは、遅延日数1日につき年3％の割合による延滞金を甲に支払わなければならない。

３　甲は、乙から支払いを受けた学術指導料については、理由の如何を問わず、これを乙に返還しない。

４　学術指導の開始は、第一項の学術指導料の支払い後とする。

（知的財産権の取扱い）

第６条　学術指導の過程において、又は学術指導の結果として生じた知的財産権の帰属、実施その他の取扱いについては、当該知的財産権を生じた状況を勘案して甲乙協議の上これを決定する。

（秘密の保持）

第７条　甲及び乙は、学術指導に関し、秘密である旨を明示の上で相手方から開示若しくは提供を受け、又は自ら知り得た相手方の技術上又は営業上の秘匿すべき情報（以下「秘密情報」という。）については、相手方の書面による事前の承諾なしに、これを第三者に開示し、又は漏洩してはならない。ただし、次の情報については、この限りではない。

一　相手方から開示若しくは提供を受け、又は自ら知り得た時に、既に自己が保有していたもの

二　相手方から開示若しくは提供を受け、又は自ら知り得た時に、既に公知となっていたもの

三　相手方から開示若しくは提供を受け、又は自ら知り得た後に、自己の責めによらずに公知となったもの

四　正当な権原を有する第三者から守秘義務を負うことなく、適法に取得したもの

五　相手方から開示又は提供を受けた情報によることなく、独自に開発し、又は取得したもの

２　甲及び乙は、学術指導の目的以外の目的のために秘密情報を使用してはならない。ただし、相手方の書面による事前の承諾を得たときは、この限りではない。

３　甲及び乙は、秘密情報について法令により開示が義務付けられているとき、又は主務官庁若しくは裁判所その他の公的機関より法令に基づき開示の請求を受けたときは、第１項の規定にかかわらず、本秘密情報の開示を必要かつ相当な範囲で行うことができる。但し、相手方に対して秘密保護の措置を行う合理的な機会を与えるよう努めるものとする。

（学術指導の公表）

第８条　甲及び乙は、学術指導実施の事実、学術指導の内容、学術指導の成果その他学術指導に関する事項を公表しようとするときは、当該公表の可否及び内容について、事前に相手方と協議し、同意を得なければならない。

（免責）

第９条　甲は、学術指導に基づく商品の販売、役務の提供その他乙の事業活動結果について、何ら保証せず、また、当該乙の事業活動に起因する損害について、一切責任を負わない。

（契約の解約）

第１０条　甲は、乙が学術指導料を支払わなかった場合その他乙が本契約に違反した場合において、相当の期間を定めてその是正を相手方に催告し、相手方においてこれを是正しないときは、本契約を解約することができる。

２　乙に次の各号の一に該当する事由を生じた場合、甲は、催告その他何らの手続を要せず、本契約を解約することができる。

一　破産手続、民事再生手続、会社更生手続、特別清算手続を申立て、又はそれらの手続の申立を受けたとき。

二　銀行取引停止処分を受け、又は支払停止に陥ったとき。

三　差押え、仮差押え、仮処分、担保権の実行又は滞納処分を受けたとき。

（契約の有効期間）

第１１条　本契約の有効期間は、第３条に規定する学術指導を実施する期間と同一の期間とする。ただし、甲乙協議の上これを延長することができる。

（契約終了後の効力）

第１２条　前２条の規定により本契約が終了した場合においても、第６条及び第７条の規定は本契約の終了後３年間、第８条の規定は本契約の終了後１年間、第９条の規定は本契約の終了後もなおその効力を有する。

（裁判管轄）

第１３条　甲及び乙は、本契約に関する訴えについて、東京地方裁判所をもってその第一審の専属的管轄裁判所とすることに合意する。

（協議）

第１４条　本契約に定めのない事項又は本契約に関する疑義を生じたときは、甲乙協議の上これを定める。

本契約の締結の証として本書２通を作成し、甲乙記名捺印の上各１通を保有する。

令和　年　月　日

甲　東京都府中市晴見町三丁目８番地の１

国立大学法人東京農工大学

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　契約担当役　学長　千葉　一裕

乙